

新型コロナウイルス感染症に関連するお知らせ<第53報>

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取り組みについてお知らせします。

■市内で開催されるイベント等の対応について

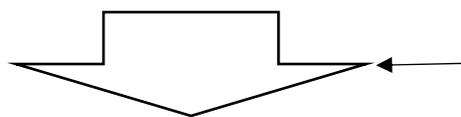
市内におけるイベント・催事の開催及び市有施設の対応については、岐阜県による「コロナ社会を生き抜く行動指針」の変更に基づき、以下のとおり変更します。

◇市内イベント・催事の開催について

①市が主催または共催するイベント等

イベントの規模要件は以下のとおりとします。(1イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能)。

時期		収容率	人数上限
現在	屋内	50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔(できれば2m)	5,000人



業種別ガイドラインの見直しを前提に、マスク着用率100%など必要な感染防止対策(※1)が担保される場合、以下の要件へ緩和可。

時期		収容率		人数上限
当面11月末まで	イベントの類型	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの (例:クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等)	大声での歓声・声援等が想定されるもの (例:ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等)	① 収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ② 収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 (注) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)。
		100%以内 [席がない場合は適切な間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)]	50%(※2)以内 [席がない場合は十分な間隔(1m)]	

※1 必要な感染防止対策: ①消毒の徹底、②マスク着用の担保、③参加者及び出演者の制限、④参加者の把握、⑤大声を出さないことの担保、⑥密集の回避、⑦演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除、⑧催物前後の行動管理(令和2年9月11日付内閣官房事務連絡「11月末までの催物の開催制限について」別紙3より)

※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

- ・イベント規模要件を従来より緩和したい場合は、前頁※1に記載されている8つの措置全部を主催者(開催場所が施設である場合は施設管理者の双方)の業種別ガイドラインにおいて担保しかつ、感染防止対策の取組を公表します。
- ・従来どおりのイベント開催の場合は、「新型コロナウイルス感染症対策実施チェックシート」に基づき行います。

②市が後援又は民間主催(実行委員会形式のものを含む)のイベント等
市主催(共催)イベント・催事と同様の対応を要請します。

◇市有施設の使用について

- ・市有施設については、「新型コロナウイルス感染症対策実施チェックシート」に基づき感染防止対策を徹底の上使用します。
- ・イベント規模要件を従来より緩和したいイベント開催申請があった場合は、前頁※1に記載されている8つの措置全部を主催者及び施設管理者の双方で業種別ガイドラインにおいて担保しかつ、感染防止対策の取組を公表します。

お問い合わせ先

市民福祉部 健康医療課 担当者：古田 律子

電話：0573-66-1111(内線628)